

山 江 村 空 家 等 対 策 計 画

令和5年12月

山 江 村

■目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	
1. 背景	1
2. 計画の位置づけ	1
第 2 章 空家等の現状と課題	
1. 山江村の人口等の推移	2
2. 空家等の現状	3
第 3 章 空家等対策の基本方針	
1. 対策に関する基本的な方針	4
(1) 所有者等の意識の涵養	4
(2) 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み	4
(3) 特定空家等の取り組み	4
(4) 住民からの相談に対する取り組み	4
2. 計画期間	4
3. 対象地区	4
(1) 対象地区	4
(2) 重点地区	4
4. 対象とする空家等の種類	5
第 4 章 空家等対策の基本的取組	
1. 空家等の調査	
(1) 空家等調査方法	5
(2) 実態調査	5
(3) 空家等情報のデータベース化	6
2. 空家等の適切な管理の促進	
(1) 所有者等の意識の涵養 ^{かんよう}	6
(2) 相談体制の整備等	6
3. 空家等及び跡地の活用の促進	
(1) 空き家バンク制度の活用	6
(2) 補助事業の活用促進	7
(3) 空家を活用した移住・定住の促進	7
4. 特定空家等に対する措置等	
(1) 措置の方針	7
(2) 措置の実施	8
5. 空家等対策の実施体制	

(1) 庁内の組織体制及び役割	9
(2) 関係機関等との協力・連携	9
6. 住民等からの空家等に関する相談への対応	9
7. その他空家等対策の実施に関し必要な事項	9

資料編

空家等対策の推進に関する特別措置法	10
-------------------	----

第1章 計画策定の趣旨

1. 背景

近年、地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅・建築物の老朽化等に伴い、居住世帯のない住宅・使用されていない建築物が年々増加してきています。

山江村においても、182件（令和3年調査時）の空家があり、今後も増加すると考えられています。適切な管理が行われないまま放置されている状態の空家は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことになるため、早急な対策の実施が求められています。

空家問題の解決策として平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「法」という。）が施行され、市町村は空家等の対策を総合的に推進することとなりました。

2. 計画の位置づけ

この「山江村空家等対策計画」（以下、「本計画」という。）は、法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、本村の空家等対策の基礎となるものです。

なお、本村では「第6次山江村総合振興計画」及び「第2期山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、移住希望者を受け入れること等を念頭に置いた、村内の空家の利活用に関する施策に積極的に取り組んでいます。

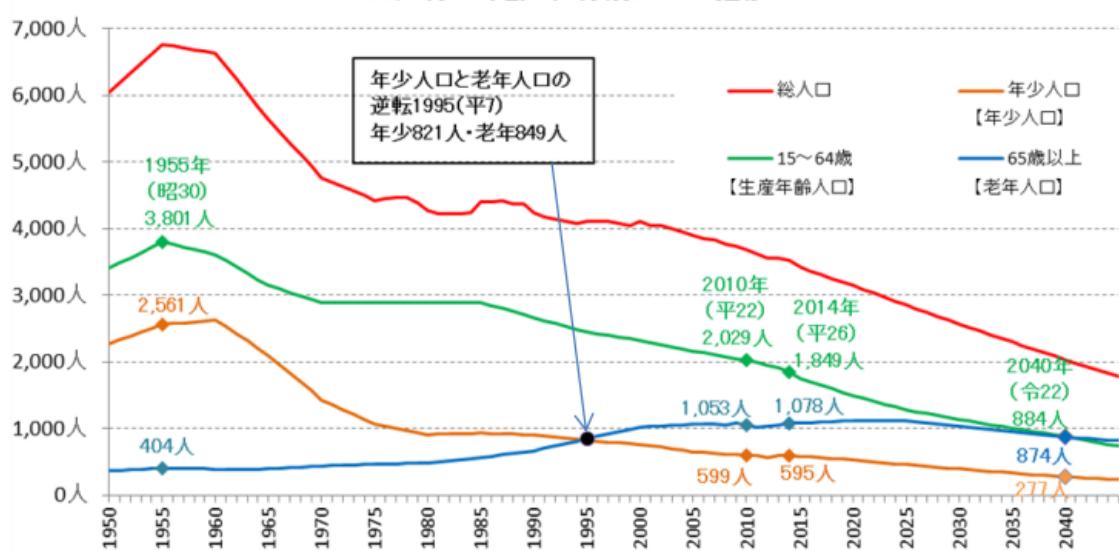
第2章 空家等の現状と課題

1. 山江村の人口等の推移

本村は、人口がピークを向かえていた 1955（昭 30）年が 6,766 人であったことに対し、2015（平 27）年 10 月に行われた国勢調査では 3,422 人でした。ピーク時と比較すると約 50.5%に減少しており、このことは高度経済成長期における大幅な人口流出による急激な人口減少に加え、近年では、進学や就職により若年層が東京圏を中心とした大都市への転出、いわゆる「一極集中化」によるものと考えられます。

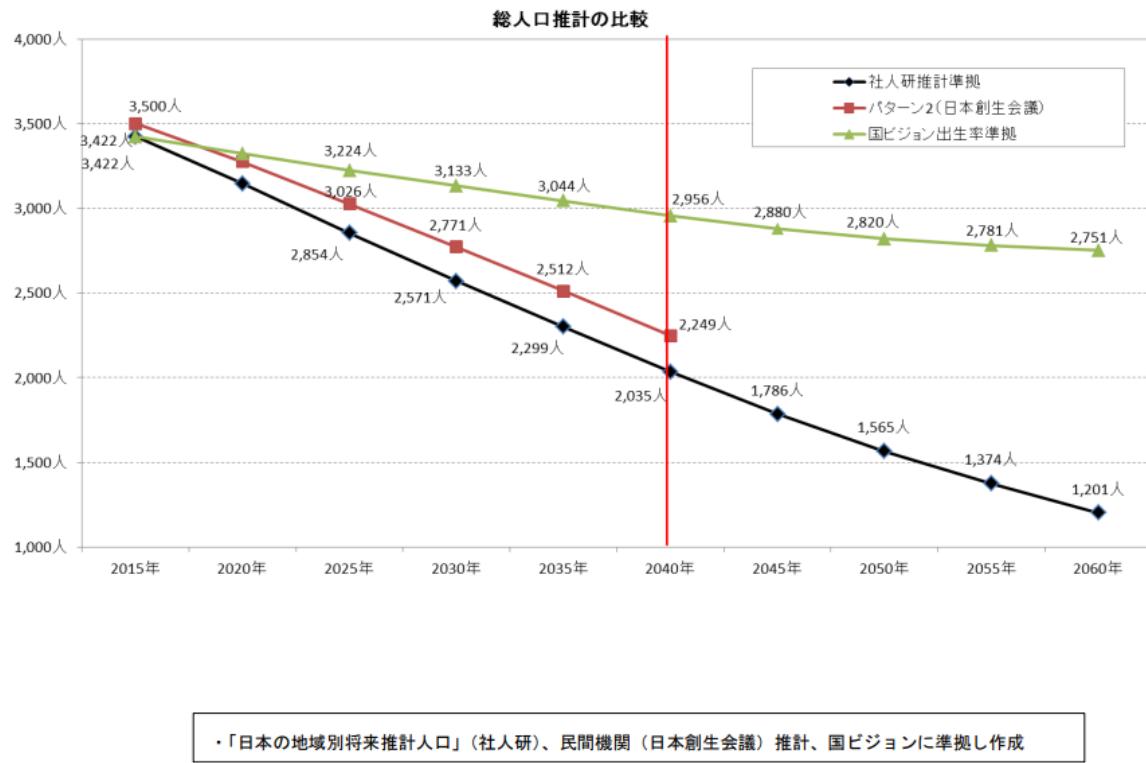
さらに、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が 2018（平 30）年に公表した推計によると、本村の人口は、2023（令 5）年に 3,000 人を割込み 2,971 人になるとされており、これは 2013（平 25）年に同研究所が発表した推計 3,227 人から約 9.2% 下回っています。更には、2060（令 42）年においては、前回の推計 2,074 人に対し、大幅に下回る 1,201 人という推計がなされており、今後も人口減少に歯止めがかからない厳しい減少傾向にあることを示しています。

山江村の年齢3区分別人口の推移



2017 年までは、「国勢調査・人口推計」（総務省）より作成。

2020 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の推計モデルを利用した推計値。



2. 空家等の現状

平成 30 年住宅・土地統計調査によると、全国の住宅総数は約 6,240 万戸と 5 年前の平成 25 年と比べ約 178 万戸 (2.9%) 増加し、空家数も約 849 万戸と約 29 万戸 (3.6%) 増加しています。なお、空家率は 13.6% と過去最高になっています。

熊本県においては、住宅総数が約 81 万 4 千戸、空家数が 11 万 2 千戸、空家率 13.8% となっています。

本村においては、令和 3 年度に実施した調査の結果、182 件の空家を把握しました。

第3章 空家等対策の基本方針

1. 対策に関する基本的な方針

（1）所有者等の意識の涵養^{かんよう}

空家は個人の財産であり、法第3条に空家の所有者又は管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。このため、所有者等に対して、空家等の適切な管理や利活用の意識付け・啓発を行います。

（2）地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み

空家等の問題は、地域の生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を推進します。

（3）特定空家等の取り組み

特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることにつながるため、適切に対応していきます。

（4）住民からの相談に対する取り組み

空家等の所有者に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに、所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等に関する相談体制の構築に努めます。

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年12月から令和10年11月までの5年間とします。

3. 対象地区

（1）対象地区

空家等対策計画の対象地区は村内全域とします。

（2）重点地区

空家率が高く、周辺の住環境に深刻な影響を及ぼしていると判断される地域や、景観保全が必要な地域等、特に優先的に空家対策を進める必要がある場合は、別途重点地区を定めることとします。

4. 対象とする空家等の種類

空家等対策計画の対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定する「空家等」とします。

法第2条第1項 「空家等」

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないこと

が常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。

ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

法第2条第2項 「特定空家等」

①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

②著しく衛生上有害となるおそれのある状態

③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態

④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

第4章 空家等対策の基本的取組

1. 空家等の調査

（1）空家等調査方法

住民票、水道の使用量、建築物への人の出入り状況、周辺住民のヒアリングなどにより空家等を特定します。

特定した空家等については、登記情報、建築確認申請情報、戸籍簿情報、固定資産税の課税情報及び近隣住民等からの情報収集等により、所有者等を特定します。

特定した空家等の所有者等に通知を行い確定します。

（2）実態調査

①空家等の所在及び当該空家等の所有者等及び空家の状態等を把握するため、職員又は村長が委任した者（以下「職員等」という。）により実態調査を実施します。調査は、おおむね5年ごとに行い、区長や地域住民等と連携し、継続的な把握と必要な補正に努めます。

②特定した空家等の所有者等に対し、必要な情報提供やアドバイスを実施するため、職員等の訪問等による聞き取り、アンケート等の送付により意向確認を行います。

③職員等は、特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合等に、空家等の敷地内に立入調査を行うこともあります。

なお、立入調査を行う場合は、法第9条第3項に基づき、その5日前までに所有者等に対して文書で通知を行います。（通知が困難な場合は除く。）

（3）空家等情報のデータベース化

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策を行うにあたり必要な情報について、データベースを整備し、その情報は関係課局で共有します。

2. 空家等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等の適正な管理は、所有者等が自らの責任において行うことが原則です。このことを所有者等に啓発するため、以下の取組みを実施し、空家等が管理不全のまま放置されることを防止していきます。

（1）所有者等の意識の涵養^{かんよう}

①所有者等への啓発

広報誌及びホームページへの適正管理に関する情報掲載、出前講座、セミナーの実施等を通じ、空家等の適正な管理について、所有者等への啓発に努めます。

②所有者等へ空家等対策に関する情報提供

広報誌、ホームページ、納税通知など村からの文書通知等を活用して空家等の所有者に対して情報提供を行います。

（2）相談体制の整備等

空家等に関わる問題は、多岐にわたることから総合窓口を設置し、関係団体と連携した相談体制の整備に努めます。

3. 空家等及び跡地の活用の促進

所有者等に対して空家等の利活用を促すとともに、所有者等の意向調査の結果を踏まえ、利活用の提案や、村・地域との連携による活用を検討します。

（1）空き家バンク制度の活用

所有者等の同意を得たうえで、空き家バンクに登録し、空家の利用希望者に情報提供を行います。

（2）補助事業の活用促進

空家等対策を行うにあたり、山江村空き家改修補助金その他国及び県の補助金を活用し、空家等の解消や利活用を推進します。

（3）空家を活用した移住・定住の促進

広報や固定資産税の通知時のチラシの同封による空家所有者への制度の周知により、空き家バンク制度の拡充を行います。また、移住者が空き家等を有効活用できるよう、空き家情報の提供システム等を充実していきます。

4. 特定空家等に対する措置等

特定空家等は、適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、健康、財産の保護を図り、また、健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じます。

原則として『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）』に基づいて調査を行い、特定空家等の判断を実施します。

（1）措置の方針

①措置の優先

特定空家等のうち周辺建築物や道路又は不特定の者に対して悪影響を及ぼすもの若しくは及ぼす恐れが高いものから優先して措置を行うものとします。

②措置内容の検討

- ・特定空家等に対する措置を行うため、職員等は必要な限度において立入調査を実施し、建築物の状況を把握します。
- ・調査の結果に基づき、地域住民へ与えている悪影響をなくし、かつ所有者等の負担が少ないと考えられる措置の内容を検討します。
- ・措置の内容を決定するにあたり、協議会の意見を求めることがあります。また、内容の変更を行う場合は、必要に応じて意見を求めるものとします。

（2）措置の実施

①助言・指導

村長は、4.（1）②で検討した措置の内容を講ずるよう助言・指導を行います。

②勧告

村長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、相当な猶予期限を定めて助言・指導の内容を講ずるよう勧告を行います。

勧告を行う場合は、固定資産税等の住宅地特例が適用されなくなることから、税担当部局と十分打合せを行うとともに、所有者等にもその旨を通知します。

③命令

村長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、特に必要と認めた場合は、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて勧告の措置を講ずるよう命じます。また、命令にあたっては法の規定に基づいて実施します。

④行政代執行

村長は、命令の措置が履行されないときや履行しても十分でない場合等に、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定に基づき、命令の措置を所有者等に代わり行います。

⑤所有者等がいない場合の措置

特定空家等と判断された空家等のうち、所有者等の存在が確知できない場合は、相続財産管理人制度や、略式代執行等、各法令に基づく対応を検討します。

5. 空家等対策の実施体制

(1) 庁内の組織体制及び役割

課名	役割
総務課	<ul style="list-style-type: none">・空家等の適切な管理の促進・措置及び対処の実施・災害対策及び災害時の応急措置等
企画調整課	<ul style="list-style-type: none">・空家等及び跡地の活用促進・空き家バンクの管理・運営・移住・定住その他施策全般
建設課	<ul style="list-style-type: none">・道路管理、道路安全確保等
税務課	<ul style="list-style-type: none">・法第 10 条第 1 項の規定に基づいた固定資産課税台帳等の情報を空家対策所管課(総務課・企画調整課)へ提供・固定資産税等の住宅用地特例に対する対応
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・通学路の安全確保・その他児童及び生徒の危険防止

（2） 関係機関等との協力・連携

空家等に関する相談に適切に対応するため、下記の関係機関や民間団体等との連携及び協力のもと対応を実施します。

①弁護士、司法書士、行政書士等

相続に関する相談対応及び調査、不動産登記手続き等

②不動産業者

不動産の売買・賃貸に関する相談対応、空家バンク事業の支援

③建設業者

空家等の改修、解体に関する相談対応

④警察

犯罪被害の防止等

⑤消防

災害対応等

⑥民間団体等

空家等の管理代行支援、相談対応等

⑦自治会等

空家調査への協力、情報提供等

6. 住民等からの空家等に関する相談への対応

空家等に関する相談窓口を企画調整課内に設置します。また、空家の相談は多岐にわたることから、庁内の関係課局及び関係団体と連携し対応します。

7. その他空家等対策の実施に関し必要な事項

本計画は、地域情勢の変化、法令や国の補助制度等の改正、目標の達成状況の評価等必要に応じて隨時変更を行います。

資料編

○空家等対策の推進に関する特別措置法

○空家等対策の推進に関する特別措置法

[平成 26 年 11 月 27 日号外法律第 127 号]

(目的)

第 1 条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第 10 条第 2 項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第 3 条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第 4 条 市町村は、第 6 条第 1 項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第 5 条 國土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 2 次条第 1 項に規定する空家等対策計画に関する事項

- 3 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 國土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 2 計画期間
 - 3 空家等の調査に関する事項
 - 4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 5 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 6 特定空家等に対する措置（第14条第1項の規定による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 7 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者

その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要がある

ときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第 11 条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第 13 条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第 12 条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第 13 条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第 14 条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。

3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を

命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から 5 日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第 3 項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第 3 項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の 3 日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第 6 項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第 3 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第 1 項の助言若しくは指導又は第 2 項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第 3 項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第 3 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第 3 項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第 3 項の規定による命令については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。

14 國土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、國土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第 15 条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第 16 条 第 14 条第 3 項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50 万円以下の過料に処する。

2 第 9 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20 万円以下の過料に処する。